

報酬区分の見直しに係る留意事項

1. 就労継続支援 A 型の報酬区分の見直しに係る平均労働時間数の算出方法について

以下の方法により算出してください。

基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）。

評価指標判定スコア	労働時間1日の平均労働時間により評価5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価0点～10点で評価

【注意】

- ・新規指定の事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満である場合とみなし、算定されます。また、年度途中で新規指定を受けた事業所においては、初年度及び2年度目の評価点が80点以上105点未満である場合とみなして算定されます。
- ・年度途中の報酬区分変更はできません。

2. 就労継続支援 B 型の報酬区分の見直しに係る平均工賃月額算出方法について

以下の方法により算出してください。

① 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額 = ①工賃支払総額 ÷ ②延べ工賃支払対象者

① 工賃支払総額

R4年4月からR5年3月の間に支払った工賃の総額

② 延べ工賃支払対象者数

R4年4月からR5年3月の間に工賃を支払った利用者の総数

《例》4月10人、5月13人、6月12人 ⇒ 4～6月までの総数=35人

【注意】

- ・月の途中において、利用開始又は終了した利用者については、当該月の工賃は工賃総額及び工賃支払対象者から除外すること。
- ・就労継続支援 B 型以外に他の日中活動サービスを併せて利用している者については、支払った工賃は工賃総額から除外し、工賃支払対象者からも除外すること。（他の B 型事業所を併せて利用している者はこれに該当しない。）
- ・令和4年度の途中に指定を受けた事業所については、令和5年度中は前年度の実績に関わらず平均工賃月額が5千円以上1万円未満の区分が適応されます。ただし、指定日から6ヶ月以上経過している場合には、指定日から6ヶ月間の実績をもとに算出した平均工賃月額に応じた区分に変更することが可能です。

② 「利用者の就労や生産活動等への参加等」を一律に評価する報酬体系

地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系。

3. 児童発達支援の報酬区分（未就学児支援区分）の見直しについて

以下の方法により判定してください。

児童発達支援の報酬区分

区分Ⅰ	未就学児延べ利用人数を、延べ利用人数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ数）で除して得た数が 70%以上
区分Ⅱ	未就学児延べ利用人数を、延べ利用人数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ数）で除して得た数が 70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする事業所

《計算方法》

- ① 未就学児延べ利用人数 / ② 延べ利用人数 × 100 ≥ 70%（未就学児が 70%以上） ⇒ 区分Ⅰ
① 未就学児延べ利用人数 / ② 延べ利用人数 × 100 < 70%（未就学児が 70%未満） ⇒ 区分Ⅱ

① 未就学児延べ利用人数

R4年4月からR5年3月の間の延べ利用児童数のうち、未就学児(0歳～小学校就学前の児童)の延べ利用児童数

【注意】

児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、又は高校を中退した障害児などで、放課後等デイサービスの対象にならないため児童発達支援を利用している児童等をいう。（その他の児童は就学児に含める。）

② 延べ利用人数

R4年4月からR5年3月の間の延べ利用児童数（児童発達支援を利用する全障害児の延べ利用者数）

※医療的ケア児が利用している場合は、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書も提出してください。

4. 放課後等デイサービスの報酬区分（障害児状態区分）の見直しについて

以下の方法により判定してください。

区分Ⅰ	放課後等デイサービス提供時間 3時間以上
区分Ⅱ	放課後等デイサービス提供時間 3時間未満

※医療的ケア児が利用している場合は、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書も提出してください。